

広島市入札等適正化審議会の公開に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広島市入札等適正化審議会運営基本要綱(平成25年6月21日施行。次条において「基本要綱」という。)第6条第2項の規定に基づき、広島市入札等適正化審議会(以下「審議会」という。)の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議開催の周知)

第2条 会長が会議を招集しようとする場合において、財政局契約部工事契約課(基本要綱第2条第2号に掲げる事項に係る会議にあつては、財政局契約部物品契約課。第1号及び第9条において同じ。)は、会議の1週間前までに、会議の日時、開催場所等の事項を次に掲げる方法により公表し、その周知を図るものとする。

- (1) 財政局契約部工事契約課における備付け
- (2) 広島市公文書館における備付け
- (3) インターネット上の審議会のホームページへの掲載
- (4) その他会長が必要と認める方法

(傍聴人の定員)

第3条 会議を傍聴することができる者(以下「傍聴人」という。)の定員は、10人とする。

(傍聴手続)

第4条 会議の傍聴の申込みは、会議の当日、会議の開始予定時刻の30分前から受け付けるものとする。

2 前項の規定による受付は、先に会議場に到着した者から順次行うこととし、その数が定員と同数になり次第、打ち切るものとする。

3 会長は、会議の傍聴の申込みを行う者の数が定員を超えることが見込まれる場合であつて、会議場の収容能力に余裕があり、傍聴席を増設することができると思認められるときは、前条の規定にかかわらず、適宜、傍聴人の定員の増加に努めるものとする。

(傍聴することができない者)

第5条 次に掲げる者のいずれかに該当する場合、その者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
 - (2) 凶器の類等他人に危害を加えるおそれがある物品を携帯している者
 - (3) はち巻、ビラ、プラカード、旗の類等議事を妨害するおそれがある物品を携帯し、又は着用している者
 - (4) 円滑な議事の運営を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
 - (5) その他会議を傍聴することが適当でないと審議会において判断した者
- (傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、静粛を旨とし、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 談笑、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること等議事の妨げ又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会議場内で携帯電話等の通信端末機器、無線機器等を使用しないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合を除く。
- (6) その他会議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるようなことをしないこと。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人がこの要領の規定に違反するときは、会長はこれを制止し、それでもなおその指示に従わず、会議の目的が達成できないと認められる場合は、当該傍聴人を退場させ、又は当該会議を中止する等の措置を講ずることができる。

(傍聴要領の作成)

第8条 会長は、前5条に掲げる事項を記載した傍聴要領を作成し、会議場に掲出するものとする。

(議事要旨の作成及び閲覧)

第9条 財政局契約部工事契約課は、次に掲げる事項を記載した議事要旨を速やかに作成するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 日時
- (3) 場所

- (4) 出席した委員の氏名
- (5) 議題
- (6) 公開の有無（公開した場合にあっては、傍聴人の人数を記載）
- (7) 会議資料の名称等
- (8) 発言の要旨
- (9) その他会長が必要と認める事項

2 財政局契約部工事契約課は、議事要旨の正確性を確保するため、会長の確認を経た上で、これを作成するものとする。

3 財政局契約部工事契約課は、作成した議事要旨を、作成日から同日の属する年度の翌年度の3月31日までの間、財政局契約部工事契約課及び広島市公文書館の所定の場所に備え付け、一般の閲覧に供するとともに、インターネット上の審議会のホームページに掲載して自動公衆送信することにより、公表しなければならない。

附 則

この要領は、平成25年6月21日から施行する。